

インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組みについて

※ 参加を希望される方は、事前にご予約ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
10月29日（金） 10時00分～11時00分	東山税務署 分室1・2会議室	各12名	東山税務署 法人課税第一部門 ☎075-561-9707（直通）
11月11日（木） 10時00分～11時00分	京都市東山区渋谷通大和大路 東入下新シ町339-5		
11月24日（水） 14時00分～15時00分	東山納税協会 2階会議室 京都市東山区大和大路通五条 下る石垣町東側59	各15名	
12月7日（火） 14時00分～15時00分			
12月20日（月） 10時00分～11時00分			
1月13日（木） 14時00分～15時00分			

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前にお問合せ先まで申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場は、公共交通機関をご利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードからサイトへ

